	児童手当·特例給付 額 改 定 認 定 届 一											•	受付確	認 年	月	<u> </u>			
	北名古屋市長あて																		
	下記のとおり、額改定認定請求(届出)します。											提出年月日		令和	年		月	日	
請求者	フ!	リガナ									性	別	生年月日		昭和 平成		年	月	日
									男・女		児童との 続 柄 父・			母・その他(					
	住	所	北名古屋市										電話番号		_			_	
	Į.										職	業	ア. 会	☆社員(	被用者)~	1. 公務員	ウ.	その他(	)
	入して		被用者 ア. 厚生年金等(共済組合の場合の名称: ) イ. その									その他(	(名称:		)	※保険	<b>鈴証の写し</b>	を添付	
公的年金等の種別 非被用者 ア・国民年金 イ・未加入 ウ・生活保護 エ・その他(												)							
	増額または減額の別											j	増額	•	減額				
				増	額	また	: は	減	額(	の .	原	因と	な	る児	<b>主</b>				
		氏	名		続 枘 (例: 子)		生年月	目	同月	君 ・ の別			• 保護 有無	生	計関係	児童との関 該当する場		海外留学を る場合の出	
1						H • R	•	•	同月	<b></b>	別居	有	• 無	同一	<ul><li>維持</li></ul>	・未成年後 ・父母指定者 ・同居父母		年	月
2						H • R	•	•	同月	<b></b>	別居	有	• 無	同一	<ul><li>維持</li></ul>	・未成年後 ・父母指定者 ・同居父母		年	月
3						H • R	•	•	同月	書 •	別居	有	• 無	同一	• 維持	・未成年後 ・父母指定者 ・同居父母	人	年	月
4						H • R	•	•	同月	書 •	別居	有	• 無	同一	• 維持	・未成年後 ・父母指定者 ・同居父母		年	月
事由の発生した年月日 令和							口		年		月		日						
増	額 ア. 出生													備	考				
理	!曲	イ. そ	イ、その他(																
		r. 3	死亡した				<b>+.</b> :	父母指定	官者で	なく	なった	:							
減理		イ. 監護しなくなった (児童の生計を維持する父母等の帰国)   ウ. 生計を同じくしなくなった ク. 里親等への委託又は児童福祉施設等   エ. 生計を維持しなくなった への入所若しくは入院										帰国)							
	- <i>45</i> 5											設等							
		オ. 日本国内に住所を有しなくなった ケ. 児童と同居しなくなった																	
		(₽	(留学を理由とするものを除く) (単身赴任の場合を除く)																

## ◎住所等は申請に基づき住民基本台帳等の公簿により確認させていただきます。

カ. 未成年後見人でなくなった コ. その他(

				□ 児童の別居に○の場合、別居監護甲立書				令和	年	月	日
			必	□ 維持に○の場合、生計維持申立書							
		人	要	□ 未成年後見人に○の場合、申立書及び戸籍抄本	部	区定	年月日	令和	年	月	日
				□ 父母指定者に○の場合、指定届受領書	去	11 下	年月日	令和	年	月	日
		人	書	及び居住状況が分かるもの	-						
			類	□ 同居父母に○の場合、申立書				□非監護 □その他		□非	居住
裁业	<ul><li>非該以</li></ul>		Tr#c	及び当該申立に係る事実を証明する書類		理	Ш	(			)
	子の日		帷	□ 留学中の場合、申立書、在学証明書及び	/H:						
令和		月	認	留字則の日本国内の店住状況かわかる書類							
	年			□ 公的年金種別の変更があり、厚生年金・国民年金 以外になった場合、保険証の写し	考						
	該当		人 該当 · 非該当	人 要   よ 基   数当 ・ 非該当 確	大	必 □ 維持に○の場合、生計維持申立書   の	上	人 機持に○の場合、生計維持申立書 の 確 認   人 表成年後見人に○の場合、申立書及び戸籍抄本 認定年月日   人 大の場合、指定届受領書 却下年月日   及び居住状況が分かるもの 即居父母に○の場合、申立書 却下の場合の理由   及び当該申立に係る事実を証明する書類 留学中の場合、申立書、在学証明書及び留学前の日本国内の居住状況がわかる書類のの事業があり、厚生年金・国民年金 備書	少	少	必

- 1 この用紙は、受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)に異動があり、その結果、児童手当等(児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。)の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
  - なお、児童手当等の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 3 「氏名」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してく ださい。
- 4 「住所」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を 記入してください。
- 5 「性別」、「職業」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 「加入している公的年金等の種別」の欄は、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的 年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
- ア 加入している公的年金制度について、いずれか該当するものを○で囲んでください。被用者の「イ」又は 非被用者の「ウ」を○で囲んだ場合は、( )内にその年金の名称を記入してください。
- イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額 負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 7 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、 受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに〇で 囲んでください。
- 8 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、 その理由を具体的に記入してください。
- 9 「減額した理由」の欄は、「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「コ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。(※「ク. 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。)
- |10 「事由の発生した年月日」の欄は、「8」又は「9」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 11 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて 提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含み ます。)によって市町村長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ① 児童が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載 事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主と の続柄が記載されたもの
  - ② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き 3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにす ることができる書類
  - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
  - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
  - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ③ 3歳に満たない児童がいる受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類